

信州大学基盤研究支援センターオープンラボラトリー利用に係る遵守事項

令和3年3月18日 基盤研究支援センター長裁定

(最終改正 令和4年2月8日)

信州大学基盤研究支援センターオープンラボラトリー（以下「オープンラボ」という。）を利用する場合は、次の事項を厳守しなければならない。利用者が、このルールに反したとき、または設備等の利用に当たって重大な支障を生じさせたときは、利用の途中であっても当該利用の許可を取り消す場合がある。

- 1 利用者は、事前に利用目的、日程等について担当者と打ち合わせを行うとともに、担当者の指示に従って利用をすること。なお、利用者は、指定された場所以外は、許可を受けないで出入りすることを禁止する。
- 2 オープンラボは、設置先の信州地域技術メディカル展開センターの利用目的から、将来的に医療機器開発・健康産業分野の発展に寄与する教育研究を行う場合に利用できるものとする。利用者が学外者の場合は、当該分野において信州大学（以下「本学」という。）との共同研究契約を締結しその一環として研究を行う場合に限り利用できるものとする。
- 3 利用者は、オープンラボの利用に当たっては、関係法規を遵守し、安全衛生対策、事故防止に注意を払うこと。万一利用者の故意又は重大な過失により、設備等を破損、滅失または汚損したときは、本学及び信州大学基盤研究支援センター（以下「本センター」という。）の定めるところにより、原状回復に必要な経費を負担しなければならない。
- 4 やむを得ない事由によって本センターがオープンラボの運用を中止したために損害が生じた場合、本センターは責任を負わないものとする。
- 5 利用者が申請年度の翌年度以降にわたる利用期間を指定し利用申請を行った場合、本センターは事前の通告により、当該翌年度以降の利用の取り消し又は利用期間の短縮を行うことができる。
- 6 利用者は、本センターが、オープンラボの運用状況等に鑑みて利用者の実験スペースの移動等を指示した場合、速やかに実験スペースの移動を行わなければならない。
- 7 利用者は、オープンラボの利用に当たって、有害物質、遺伝子組換え生物、感染性物質を使用または持ち込む場合には届出を行い、許可を得ること。万一これらの持込みにより、利用者に異変が生じた場合、本センターは責任を負わないものとする。
- 8 オープンラボの利用に当たって、利用者の過失により本人が怪我または病気をした場合、本センターは責任を負わないものとする。
- 9 オープンラボの設備等の不具合により研究試料の毀損、実験の中断等の研究上の損害が発生した場合、本センターは責任を負わないものとする。
- 10 オープンラボにおける所持品、研究試料、研究データ等の管理は利用者の責任で行う

- こととし、その紛失等について、本センターは責任を負わないものとする。
- 1 1 他の利用者により生じた損害等について、本センターは責任を負わないものとする。
 - 1 2 利用者は、オープンラボの利用に当たっては、周囲に迷惑を及ぼさないように注意を払い、定められた範囲で作業し、承認された時間内に利用設備および周辺の整備、清掃を含めて、すべての作業を終了すること。また、設備の利用が終了したときは電気、水道、ガス等の停止を確認すること。
 - 1 3 利用者は、オープンラボ設置機器の利用後は必ず機器備え付けの機器使用簿に必要事項を記入すること。また試料の回収、パソコン内のデータ削除等の管理は利用者の責任で行うこと。
 - 1 4 本センターがオープンラボの利用状況について実地調査を行い又は利用者に所要の報告を求めた場合、利用者はこれを受入れ、協力しなければならない。
 - 1 5 本センターおよび利用者は、オープンラボ利用の際に知り得た相手方又は他の利用者の情報、知的財産等を当該相手方又は他の利用者との書面による同意なしに公開してはならない。
 - 1 6 利用者は、本学が発行する請求書等に基づき、本学が指定する期日までに所定の利用料金を支払わなければならない。
 - 1 7 オープンラボ利用により得られたデータは、本センターが保証するものではない。
 - 1 8 学外の利用者が、オープンラボ利用により得られたデータを公表する場合、原則として信州大学名を使用することはできない。また、信州大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合は、この限りでない。
 - 1 9 ここに定めるもののほか、オープンラボの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

改正履歴

令和3年3月18日 新規制定

令和3年6月21日 改正

令和4年2月8日 改正